

下諏訪町森林整備計画

(令和7年4月1日 変更)

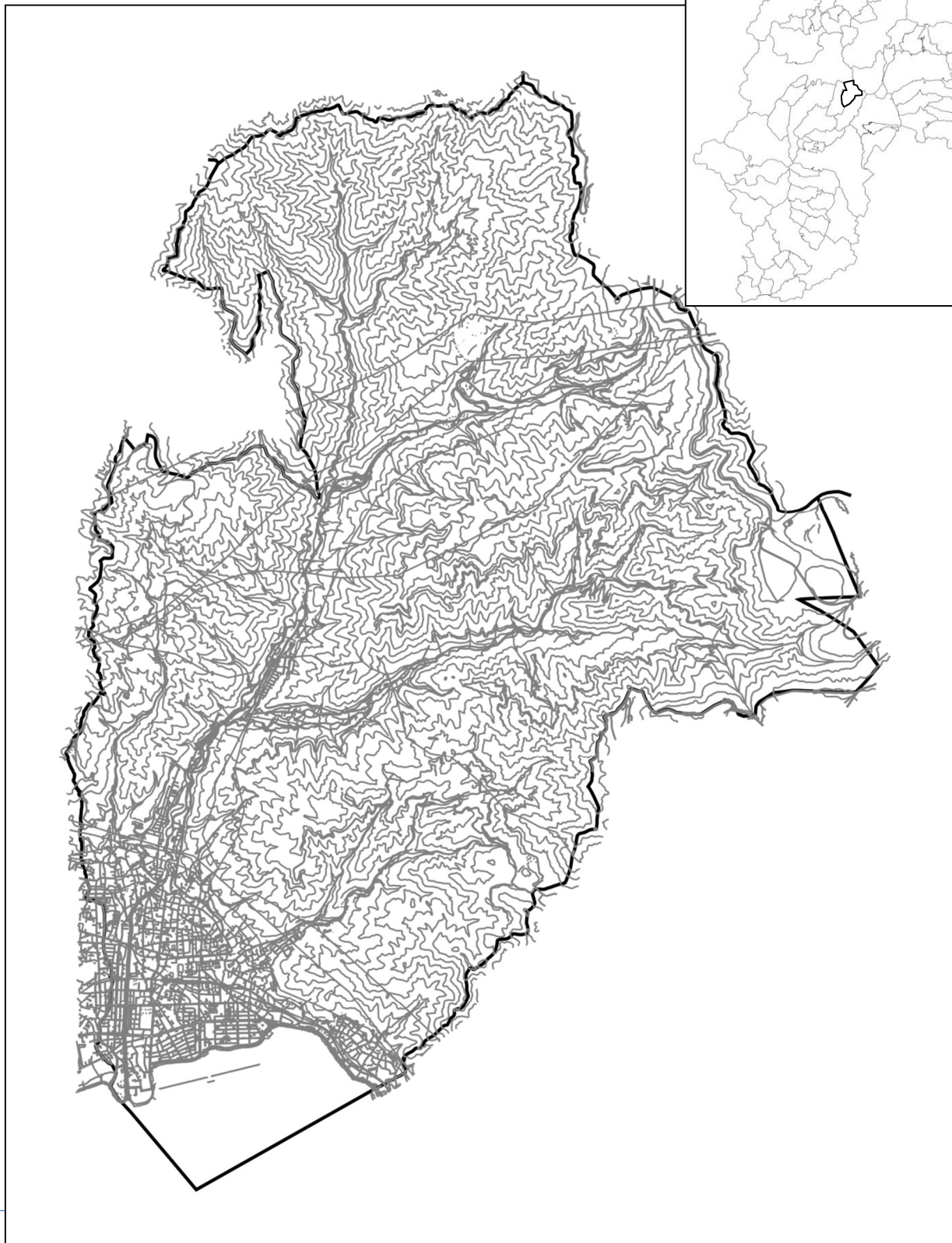
計画期間 自 令和 5年4月 1日
至 令和 15年3月 31日

長野県
下 諏 訪 町

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、下諏訪町森林整備計画を変更する。なお、下諏訪町森林整備計画の変更は、令和 7 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

- ① 目次のⅡ森林整備の 1・(2)を人工造林の標準的な方法に変更
 - ② 目次のⅡ森林整備の 2・(2)を天然更新の標準的な方法に変更
 - ③ 目次のⅥ参考資料の 3 を市町村における林業の位置付けに変更
 - ④ 森林整備の現状と課題の数字（面積、蓄積等）の変更 → P1～P7
 - ⑤ 【主伐の区分】皆伐及び、【主伐の留意事項】・共有事項の⑥の表記変更 → P12
 - ⑥ 第 2 造林のオの長官通知の表記を変更 → P13
 - ⑦ その他の注)及び第 2 造林の表記の変更 → P14～P15
 - ⑧ 低密度植栽に関する記載の追記（地域森林計画の変更による）→ P15～P16
 - ⑨ 天然更新の対象地の追記 → P16
 - ⑩ 天然更新補助作業標準的な方法の天然更新の表記の変更 → P18～P19
 - ⑪ 【別表 1】、【別表 2】、【別表 3】の表の下に※○○を追記 → P35～P37
 - ⑫ 【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】の表記の変更 → P43
 - ⑬ カシノナガキクイムシによる被害の拡大の表記の変更 → P44
 - ⑭ その他の病虫害等の被害防止、林野火災の予防方法、森林病虫害の防除等のための火入れを実施する場合の留意事項の表記の変更 → P45～P46
 - ⑮ Vその他森林の整備に必要な事項の区域面積の変更 → P48
 - ⑯ 参考資料の数字及び表記の変更、追記 → P51～P53
-

市町村位置図



目 次

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題	1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	10
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	11

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）	11
1 樹種別の立木の標準伐期齢	11
2 立木の伐採（主伐）の標準な方法	11
3 その他	14
第2 造林	14
1 人工造林	15
(1) 対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	16
(1) 対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	20
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	23
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他	23
第3 間伐及び保育	23
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	23
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	25
3 その他	26
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	26
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	27
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	31

(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
3 その他	37
(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
(2) その他	
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	37
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	37
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	38
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	38
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	38
第6 森林施業の共同化の促進	38
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	38
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	39
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	39
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設の整備	39
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	39
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	40
3 作業路網の整備	40
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	
4 その他	41
第8 その他	43
1 林業に従事する者の養成及び確保	43
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	43
3 林産物の利用促進に必要な施設の整備	43
Ⅲ 森林の保護	
第1 鳥獣害の防止	44
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	44
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止方法	
2 その他	44
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	44
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	44
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	45
3 林野火災の予防の方法	45
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	45
Ⅳ 森林の保健機能の増進	
1 保健機能森林の区域	46
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	46
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	47

V	その他森林の整備に必要な事項	47
1	森林経営計画の作成	47
2	生活環境の整備	49
3	森林整備を通じた地域振興	49
4	森林の総合利用の推進	49
5	住民参加による森林の整備	49
6	森林経営管理制度に基づく事業	49
7	その他	50
VI	参考資料	51
1	人口及び就業構造	51
2	土地利用	52
3	市町村における林業の位置付け	52
4	森林経営管理制度による経営管理権設定状況	52
	【計画策定の経過】	53

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置（下諏訪町役場）

東経 138° 04' 59"00 北緯 36° 03' 59"00 海拔 763.38 m

◇面積

66.87km²（東西 9.7km、南北 12.1km、周囲 51.5km）

◇土地の地目別面積＜ながの県勢要覧 令和4年度版＞

田	畑	宅地	山林	原野	その他
0.615k m ²	0.949k m ²	2.882k m ²	35.287k m ²	7.544k m ²	19.593k m ²

◇気象（令和5年中、諏訪地域気象観測所）

気温			年間総降水量	風速平均
平均	最高	最低		
11.6 ℃	34.0 ℃	-10.9 ℃	1271.5 mm	3.1 m/s

◇地形・地質

下諏訪町は、長野県のほぼ中央に位置し、南は諏訪湖に面し、北には和田峠、鷲ヶ峰があり、これらの峰々から流れ下る河川の扇状地に発達した町で、西に岡谷市、東に諏訪市、さらに松本市、長和町に接している。気象条件は、最も暑い7月・8月において平均気温は30℃以下、最も寒さが厳しい1月・2月には平均気温は氷点下に達する。夏期は冷涼、冬期は寒冷だが、年間の気温格差は大きい。また、降水量は年間通して少なく、内陸型気象条件に分類されます。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

本町の総面積は、6,687ha であり、森林面積は 5,650ha と森林資源に恵まれており、総面積の 84.5%を占めています。民有林の面積は、4,019ha で、そのうちカラマツを主体とした人工林の面積は 2,308ha であり人工林率 57.4%で県平均を上回っています。また、民有林の7 齢級以上（31 年生以上）が 3,871ha で木材資源として利用できる段階を迎えています。

このような資源状況の中で、公有林・財産区等団体有林では収穫可能な最終間伐が進み、一部では間伐材の搬出も行われています。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積 m³

民 国 別	資 源 量	人工林			天然生林			未立木 地等	合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計		針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民 有 林	面 積	2,296.62	11.49	2,308.11	229.91	1,354.12	1584.03	126.92	2526.53	1,365.61	126.92	4,019.06
	蓄 積	626,771	2,279	629,050	59,948	154,252	214,200		686,719	156,531		843,250
国 有 林	面 積	1,193.20	4.03	1,197.23	47.69	170.35	218.04	215.38	1,240.89	174.38	215.38	1,630.65
	蓄 積	245,188	27,158	272,346	9,852	33,265	43,117		255,040	60,423		315,463
合 計	面 積	3,489.82	15.52	3,505.34	277.60	1,524.47	1,802.07	342.30	3,767.42	1,539.99	342.30	5,649.71
	蓄 積	871,959	29,437	901,396	69,800	187,517	257,317		941,759	216,954		1,158,713

注)「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

民有林の人工林割合 面積 57% 蓄積 75%

【民有林の樹種別構成表】

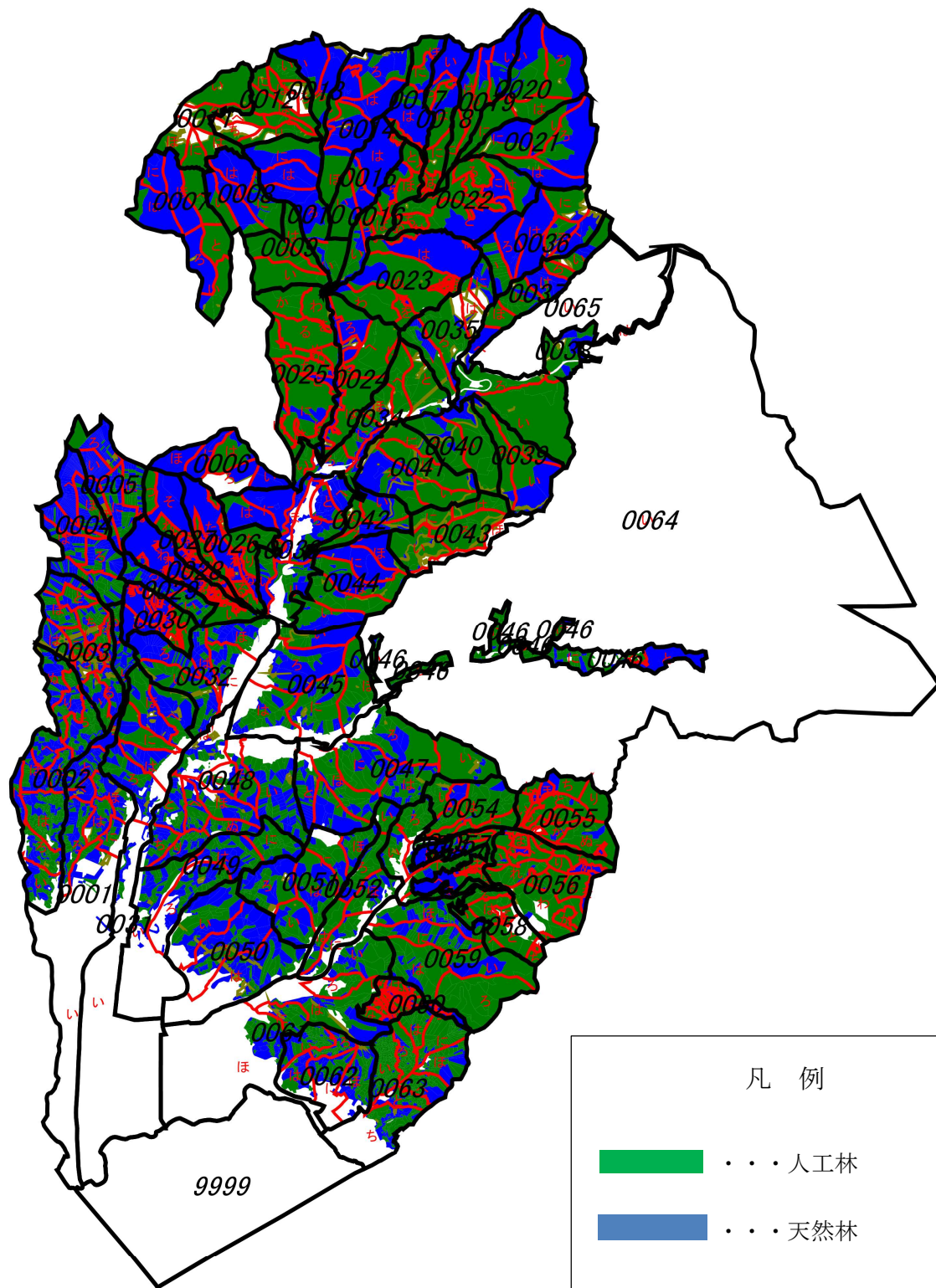
樹種	面積 (ha)			蓄積 (m3)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	281.15	7.2%	17%	70,062	8.3%	20%
カラマツ	1,816.15	46.7%	25%	493,249	58.5%	33%
スギ	69.81	1.8%	5%	26,668	3.2%	10%
ヒノキ	201.93	5.2%	14%	59,631	7.1%	15%
その他針	157.49	4.0%	3%	37,109	4.4%	3%
広葉樹	1,365.61	35.1%	35%	156,531	18.5%	19%
計	3,892.14	100.0%	-	5,250	100%	-

注)「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、伊那谷地域森林計画区内の樹種ごとに占める割合です。

凡 例

- ・ ・ ・ 国有林
- ・ ・ ・ 県有林
- ・ ・ ・ 町有林
- ・ ・ ・ 財産区有林

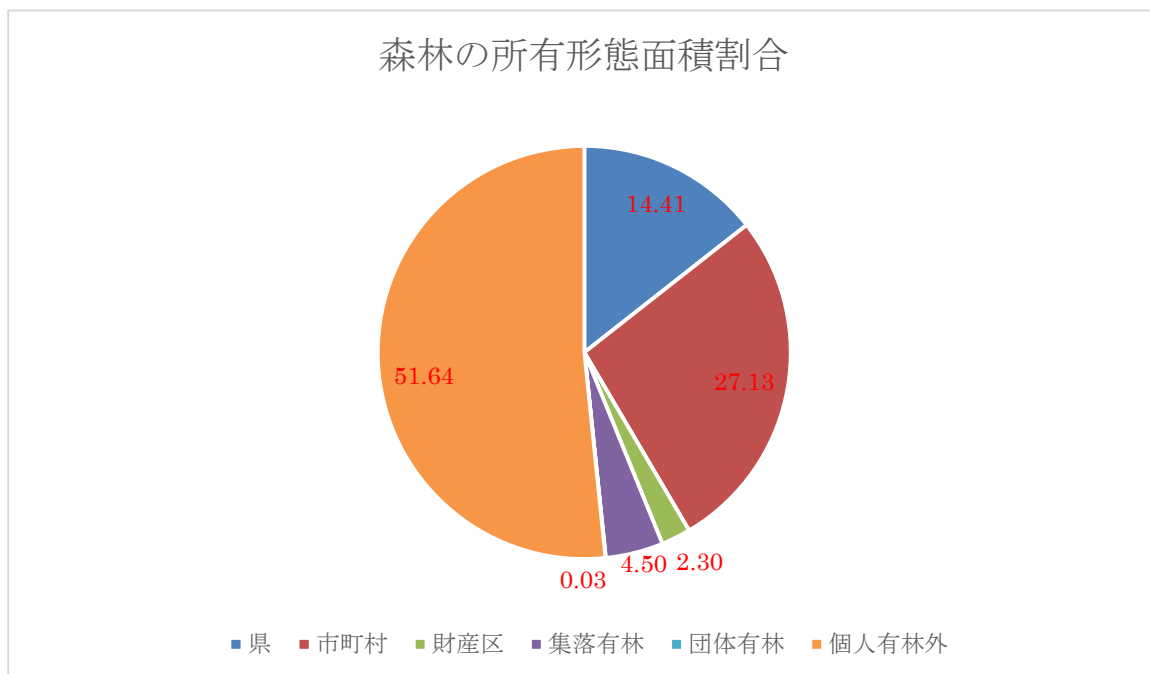
人工林・天然林 分布図



② 森林の所有形態

民有林4019.06haのうち、1761.86haを除いた2257.20haが私有林であり、そのほとんどが1ha未満の小規模な個人有林となっています。

特に、集落や農地周辺の森林を含む、いわゆる里山地域ではそれぞれの森林所有者が零細で散在している傾向にあります。



【民有林の所有形態】

所有形態別		面積		蓄積	
			割合		割合
公有林	県	579.17ha	14.41%	72,124m ³	8.55%
	市町村	1090.46ha	27.13%	241,060m ³	28.59%
	財産区	92.23ha	2.30%	14,940m ³	1.77%
	計	1761.86ha	43.84%	328,124m ³	38.91%
私有林	集落有林	180.73ha	4.50%	35,929m ³	4.26%
	団体有林	1.16ha	0.03%	280m ³	0.03%
	個人有林外	2075.31ha	51.64%	478,917m ³	56.80%
	計	2257.93ha	56.16%	515,126m ³	61.09%
合 計		4019.06ha	100.00%	843,250m ³	100.00%

③ 林業労働の現状

本町では、森林の公益的機能の維持や木材生産性の向上を図るため、諏訪森林組合等の諏訪地域の林業事業体が森林経営計画に基づき、搬出間伐や森林作業道の開設等の整備を実施しています。また、町内の財産区等の団体有林においても、森林経営計画に基づき、除伐や下刈り、間伐等を計画的に実施しています。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)		備 考
			うち作業員数(人)	
森林組合	1	24	14	諏訪森林組合
生産森林組合	0	0	0	
素材生産業	0	0	0	
製材業	1	4	4	若松株式会社
合 計	2	28	18	

【林業機械等設置状況】

単位：台数

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機	0	0	0	0	0
モノケープル	0	0	0	0	0
リモコンウインチ	0	0	0	0	0
自走式搬器	0	0	0	0	0
運材車	0	0	0	0	0
ホイールトラクタ	0	0	0	0	0
動力枝内機	0	0	0	0	0
トラック	0	0	0	0	0
グラップルクレーン	0	0	0	0	0
フェラーバンチャ	0	0	0	0	0
スキッド	0	0	0	0	0
プロセッサ	0	0	0	0	0
グラップルソー	0	0	0	0	0
ハーベスタ	0	0	0	0	0
フォワーダ	0	0	0	0	0
タワーヤーダ	0	0	0	0	0
スイングヤーダ	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

③ 林内路網の整備状況

当町では、10路線の林道、1路線の林業専用道、27路線の森林作業道が開設されています。

【路網整備状況（令和5年度末）】

区 分		路 線 数	延 長		密 度
				うち舗装	
基幹路網	公 道		23.3 km	0.0 km	
	林 道	10 路線	38.5 km	12.0 km	9.58 m/ha
	林業専用道	1 路線	1.7 km	0.0 km	18.8 m/ha
	計	11 路線	63.5 km	12.0 km	
森林作業道		27 路線	38.9 km	0.0 km	9.68 m/ha
合計		38 路線	102.4 km	12.0 km	

⑤ 保安林の配備の実施状況

公益的機能の確保のため、1,437.49ha、民有林の35.77%が保安林に指定されています。

その中でも水源かん養保安林が最も広い範囲で指定されており、保安林面積の88.9%を占めます。

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	1,277.71ha	31.79%
土砂流出防備保安林	159.58ha	3.97%
土砂崩壊防備保安林	0.20ha	0.00%
風害防備保安林	0.00ha	0.00%
水害防備保安林	0.00ha	0.00%
干害防備保安林	0.00ha	0.00%
落石防止保安林	0.00ha	0.00%
保健保安林	0.00ha	0.00%
風致保安林	0.00ha	0.00%
合 計	1,437.49ha	35.77%

⑥ 地域の取り組み状況

【森林の里親促進事業】

森林の里親促進事業は、平成 15 年から始まり、森林保全活動を通じて企業と地域の連携を図り、企業、市民、行政などのパートナーシップによる、森林の活用と交流を通じ、新しいかたちで森林づくりを進める取組です。

また、当町は、平成 24 年から(株)八十二銀行と森の里親促進契約を締結し、下諏訪町いづみ湖周辺の森林で獣害防除ネットの設置や枝打ち等の保育事業を中心に行っています。



獣害防除ネットの設置



枝打ち

【御柱の森づくり協議会】

平成 14 年に御柱の森における森林活動に関して、南信森林管理署と御柱の森づくり協議会との間で、協定を締結し、永続的な御柱用材を供給していくために活動を行っています。

主に、御柱の森づくり協議会の構成団体である諏訪大社、御柱用材を育む会、下諏訪町大総代、下諏訪町木遣り保存会、下諏訪観光協会の各団体と協力して、将来の御柱の候補木のモミの植栽や獣害防除ネットの設置等を行ってきました。これまでに約 474 本の植栽を行い、1,400 本の獣害防除ネットの設置を行いました。また、令和元年度から御柱の候補木を番号で管理するためのプレート設置と位置情報のデータの管理も行っています。



獣害防除ネット設置



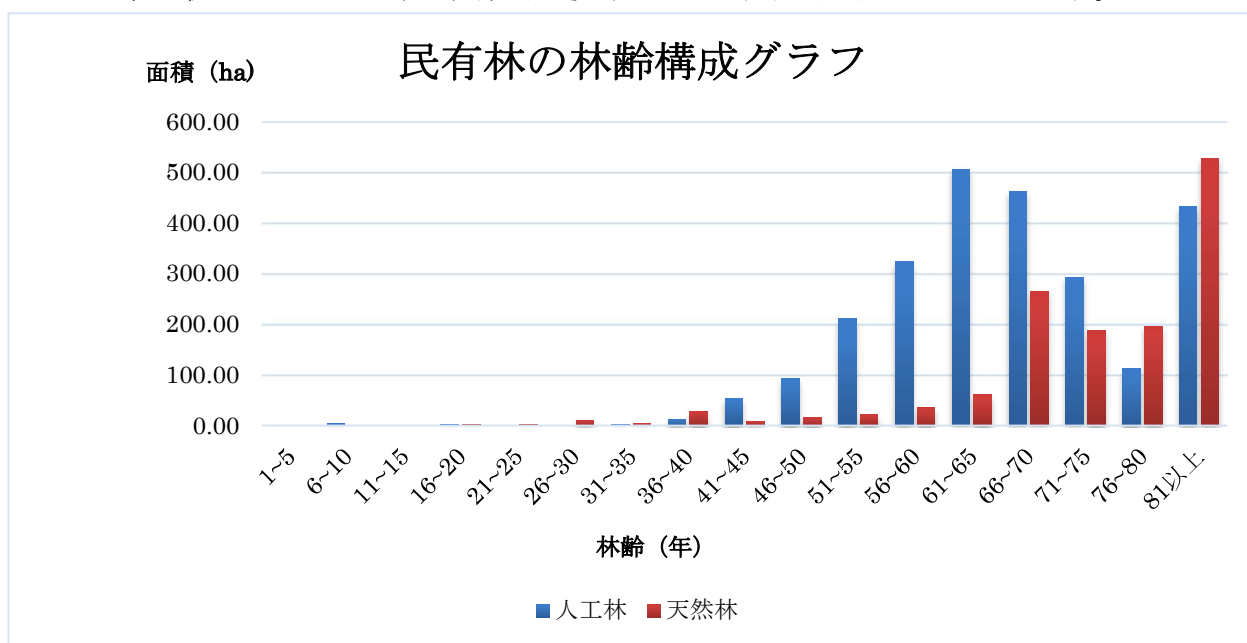
候補木の植樹の様子

(3) 森林・林業の課題

① 伐期を迎える森林の取扱い

森林の林齢構成を見ると、人工林は 56 年生から 70 年生、天然林は、61 年生から 81 年生以上が大半を占め大きな偏りが見られます。カラマツなどの標準伐期齢が 40 年生であることから、多くの森林が伐期を迎え、木材利用できる林齢に達しているといえます。

近年は木質バイオマス燃料としての木材需要が高まっているものの、全体的な木材価格は依然として低迷しており、森林を伐採しても植栽や植栽木を保全する獣害防除ネットの設置等の経費の捻出が難しいことから、多くの森林は長伐期施業によって適切な間伐による密度調整を行いながら伐採の時期を待つという状況にあります。立木の多くは利用可能な大きさに成長しているため、木材を利用する搬出間伐を中心とした施業が期待されますが、立木の成長が芳しくない森林や搬出が困難な森林においては、引き続き切捨て間伐による保育が必要となります。なお、主伐にあたっては中・長期的な視野に立った計画的な実施が望まれます。



② 集約化による効率的な森林整備の推進

木材価格の低迷、森林所有者の高齢化や世代交代によって、森林・林業に対する関心は依然として低い状況です。また、当町では 1 人の森林所有者が所有している森林の面積が小さい傾向にあるため、効率的な森林施業が困難となっています。特に林内路網の開設や高性能林業機械を用いた搬出間伐や主伐を行うためには、まとまった面積の森林施業を行う必要があります。

③ 災害に強い森林づくり

本町では山沿いや中山間地域に多数の住民が生活しています。近年は集中豪雨が頻発する傾向があり、山地災害に強い森林の整備が必要となっています。特に、武居・高木地区は、地形が急峻で山地災害の防止にも留意すべき森林であるため、森林の整備及び保全を図る必要があります。

④ 荒廃農地の森林化

森林化する荒廃農地が増加しており、灌木や雑草が繁茂することにより、有害鳥獣の隠れ家となってしまうなどの問題が発生しています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、伊那谷地域森林計画の「【表 2-1】森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「第 4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地区名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施業の方針	計画期間内の 主な施業の方法	設定理由
砥沢地区	保水力のある広葉樹林を軸とした針広混交林など多様な森林の構築 (水源涵養、木材生産)	達成	維持	水資源の保全に大きな役割を果たしている広葉樹への誘導・育成。自然環境に考慮した森林整備の推進。	保安林に指定されている森林が大部分を占めており、急傾斜地が多く、豊かな水源としての水源かん養、木材生産等の多面的機能の高度発揮を維持するために必要である。
東山田地区 御射山地区	森林の多面的機能を発揮させるための森林整備の推進と構築 (水源涵養、山地災害防止、土壤保全、木材生産)	達成	維持	活用できる森林資源の搬出や自然環境に配慮した森林整備の推進。	人工林の成熟した急傾斜地が多く、豊かな水源としての水源かん養、山地災害防止、土壤保全、木材生産等の多面的機能の高度発揮を維持するために必要である。
萩倉地区 樋橋地区 高木地区	災害に強い里山への誘導と多様な森林の構築 (山地災害防止、土壤保全)	未達成	誘導	景観の保全に配慮した里山整備の推進。	集落に比較的近い豊富な森林資源を抱えている里山で、山地災害防止、土壤保全等の多面的機能の高度発揮を維持するために必要である。
泉水入地区	森林とのふれあいの場の構築と複層林から単層林への誘導 (水源涵養、保健文化、木材生産)	未達成	誘導	活用のできる森林資源の搬出及び単層林への誘導と地域で活躍する森林団体とともに森林施業を推進する。	いずみ湖周辺で憩いの場となっている森林で、景観整備や複層林施業等の自然環境に考慮した森林整備が必要である。

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

県及び関係機関と十分な連携のもと、期待する機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林整備及び保全に努める。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

南信森林管理署、諏訪地域振興局、下諏訪町、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹 種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針 葉 樹	カマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広 葉 樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区 分	主 伐 の 方 法 の 内 容
皆 伐	伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に同齢林に更新することから、植林が一般的である。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合であれば40%以下）であるものとする。

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。
皆 伐	① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20haを超えないものとする。 なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道

択伐	① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。
----	---

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

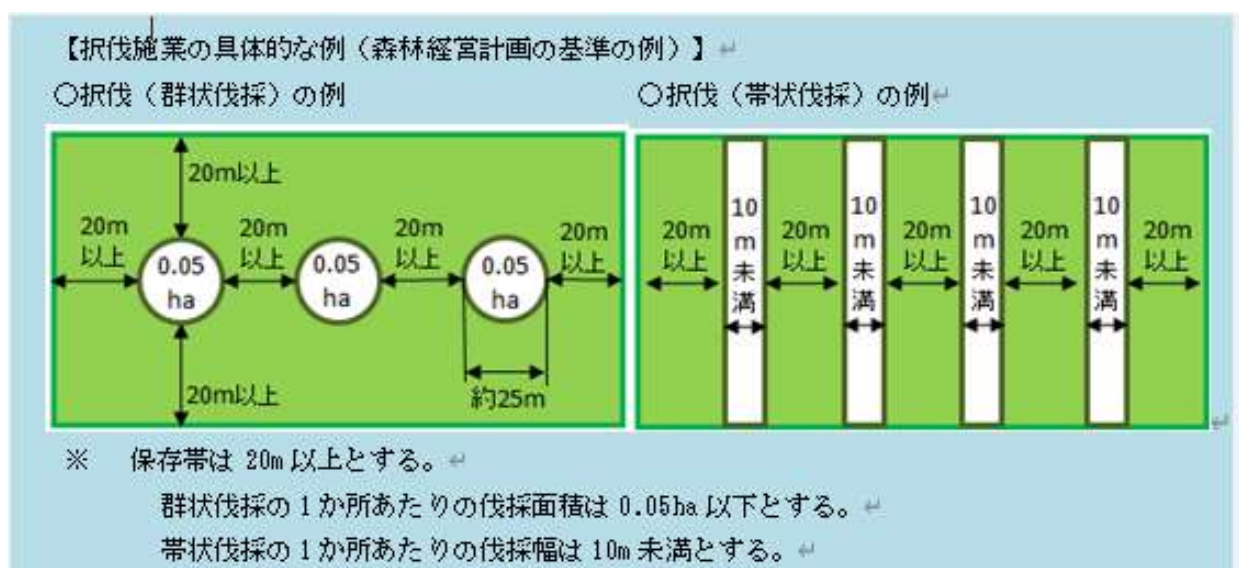
イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

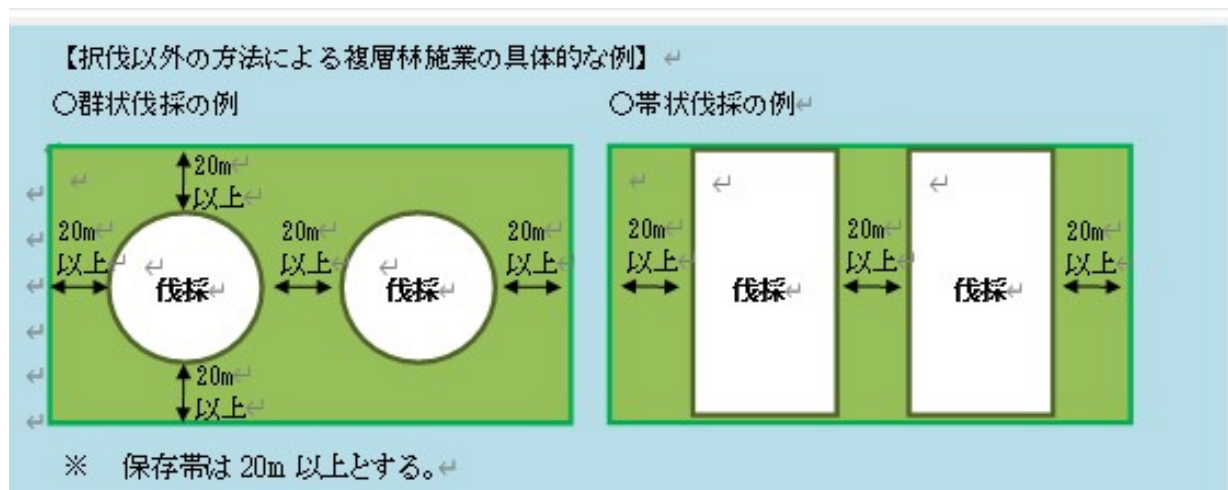
ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行ってください。





3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から 2 年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から 2 年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は地域振興局 市町村認定計画は市町村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間に確認する。	

注)「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採造林届出書」という。)」を提出した森林については、伐採が完了した日から 30 日以内に「伐採に係る森林の状況報告」を、造林を完了した日(伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日)から 30 日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」を、それぞれ提出することが義務付けられている。

確認方法は、「第 2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県諏訪地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。)

第 2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確

な更新が困難な森林においては、人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、県内の採種園の植樹木を踏まえ、成長に優れた特定母樹やエリートツリー（第2世代精鋭樹等）の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努め、花粉の少ない苗木の苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、諏訪地域振興局の林業普及指導員や下諏訪町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径木を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について配慮しつつ、低密度植栽の導入に努めることとする。伐採から造林までの一貫作業の導入を進め活着率の高いコンテナ苗の使用や、下刈回数を少なくするため大苗の使用を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
	ha 当たりの植栽本数（本） 目安					
疎仕立て	1,500	-	-	1,500	-	-
疎仕立て ～ 中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	1,800	2,000	-
中庸仕立て	3,000	3,000	3,000	2,300	3,000	3,000

注）保安林にあっては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵え	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付け	コンテナ苗木等植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病虫害、野生鳥獣被害地も含む)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ (ヤナギ科)	オノエヤナギ (ヤナギ科)	その他ヤナギ類 (ヤナギ科)
サワグルミ (クルミ科)	オニグルミ (クルミ科)	ヨグソミネバリ (ミズメ) (カハキ科)
ウダイカンバ (カバノキ科)	シラカンバ (カバノキ科)	ダケカンバ (カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ (カバノキ科)	ケヤマハンノキ (カバノキ科)
コバノヤマハンノキ (カバノキ科)	ヤハズハンノキ (カバノキ科)	ミヤマハンノキ (カバノキ科)
ヤシャブシ (カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ (カバノキ科)	ヒメヤシャブシ (カバノキ科)
アサダ (カバノキ科)	サワシバ (カバノキ科)	クマシデ (カバノキ科)
アカシデ (カバノキ科)	ブナ (ブナ科)	コナラ (ブナ科)
ミズナラ (ブナ科)	クヌギ (ブナ科)	カシワ (ブナ科)
クリ (ブナ科)	オヒョウ (ニレ科)	エノキ (ニレ科)
エゾエノキ (ニレ科)	ハルニレ (ニレ科)	ケヤキ (ニレ科)
フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ (カツラ科)	ヒロハカツラ (カツラ科)
タムシバ (モクレン科)	コブシ (モクレン科)	ホオノキ (モクレン科)
カスミザクラ (バラ科)	オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)
ウワミズザクラ (バラ科)	イヌザクラ (バラ科)	シウリザクラ (バラ科)
ズミ (バラ科)	アズキナシ (バラ科)	ナナカマド (バラ科)
イヌエンジュ (マメ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ (カエデ科)	オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	ミネカエデ (カエデ科)	トチノキ (トチノキ科)
シナノキ (シナノキ科)	オオバボダイジュ (シナノキ科)	ハリギリ (ウコギ科)
コシアブラ (ウコギ科)	ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)
クマノミズキ (ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)	コバノトネリコ (アオダモ) (モクセイ科)
ヤチダモ (モクセイ科)	アカマツ (マツ科)	カラマツ (マツ科)
キタゴヨウ (マツ科)	チョウセンゴヨウ (マツ科)	ウラジロモミ (マツ科)
オオシラビソ (マツ科)	トウヒ (マツ科)	コメツガ (マツ科)
スギ (スギ科)	ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)
ネズコ (ヒノキ科)	イチイ (イチイ科)	

ぼう芽更新樹種一覧表

区 分	樹 種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径 及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生する おおむねの限界根 元直径 (参考)
ぼう 芽 更 新 樹 種	ミズナラ (ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ (ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ (ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ (モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ (バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ (カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ (カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ (ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ (ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ (リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※ 印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き (解説編)』を参考としています。)

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方 法	内 容
天然 更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。

天然更新補助作業	地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
	刈 出 し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植 込 み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

(必要な場合は、諏訪地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ 1 ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1 調査区の大きさは 2 (幅) × 10 (長さ) m の帯状とし、調査区内は長さ方向に 5 区分 (2m × 2m × 5 プロット) とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は 1 プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとなります。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GPS を利用し位置情報を記録し、森林 GIS で管理することとします。)

なお、調査記録は、永年保存します。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表 3-10 ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から 5 年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）又は植栽を実施してください。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

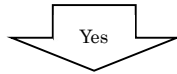
「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3－2 の 4 により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

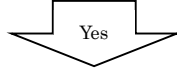
なお、区域内での主伐が行われる場合は、天然林であっても植栽を計画することとします。

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋
○「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」

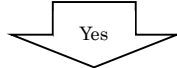
- 1 現況が針葉樹人工林である



- 2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない
(堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない)

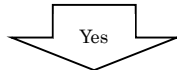


- 3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない



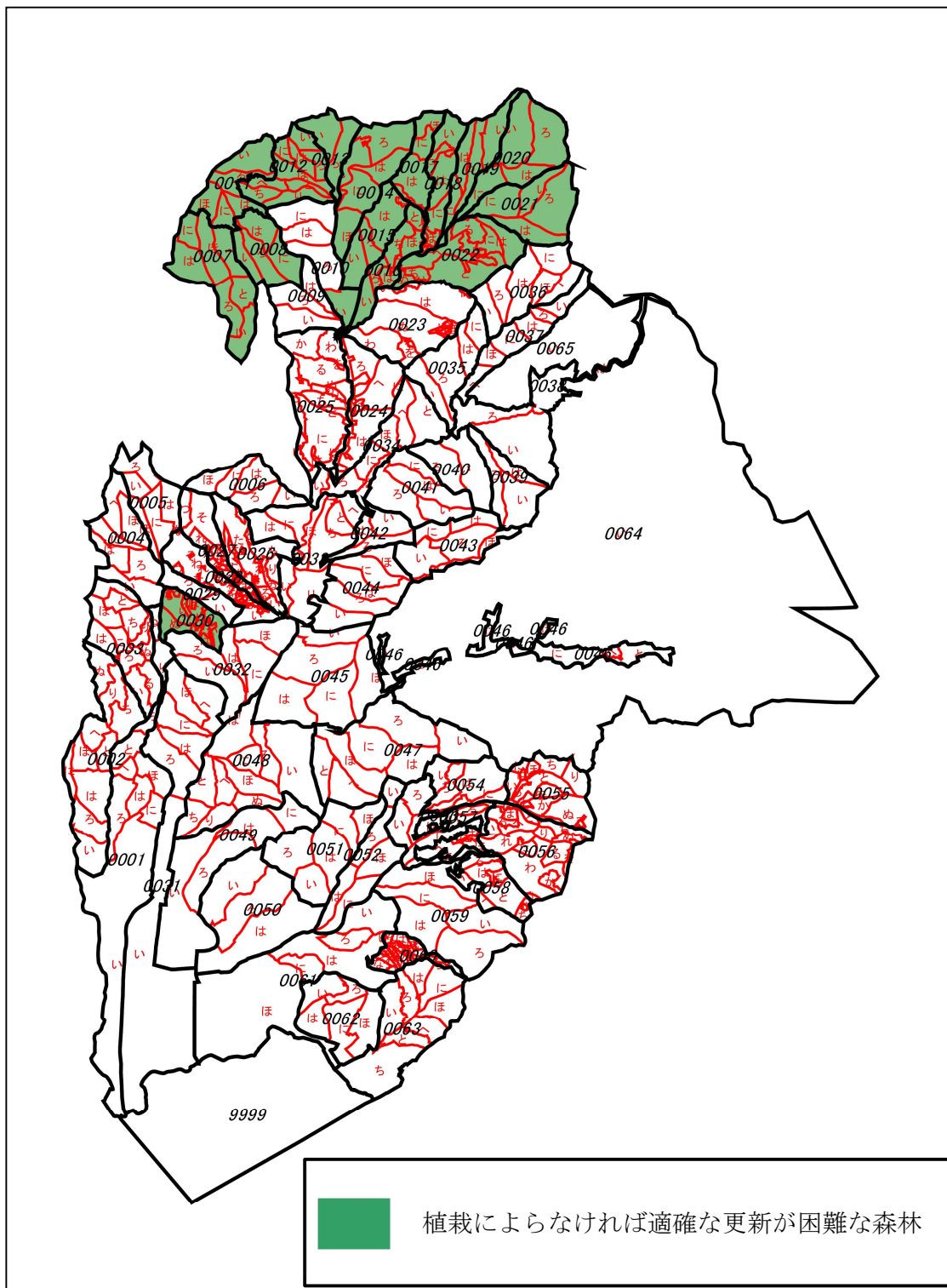
- 4 林床に更新樹種が存在しない

- ・過密状態にある森林
- ・シカ等による食害が激しい森林
- ・ササが一面に被覆している森林 など



「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在



森林の区域	面積 (ha)	備考
7-い〜と、8-い〜に、11-い〜ほ、12-い〜り、13-い・ろ、14-い〜ほ、 15-い〜に、16-い〜ち、17-い〜ほ、18-い〜と、19-い〜に、 20-い〜に、21-い〜に、22-い〜ぬ、30-い〜ぬ	831.36ha	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

5 その他

伐採及び伐採後の届出制度の周知及び届出書の計画に基づく伐採等の指導の徹底
伐採跡地の適切な更新を図るため、森林所有者のみならず、森林組合、林業事業体、
開発業者、伐採業者にも周知徹底を図ることとします。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-

アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) () 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区 分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	20 年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が 10 分の 8 以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1 列伐採、2 列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1 回目) 6 月上旬～ 7 月上旬 (2 回目) 7 月下旬～ 8 月下旬	2 年生～ 10 年生	年 1～ 2 回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの 1.5 倍になるまで実施する。必要に応じて、年 2 回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。こと。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省略化・効率化にも留意すること。
枝打ち	スギ ヒノキ	11 月～5 月	11 年生～ 30 年生	最大 8m までに必要回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5 月～7 月 (9 月～3 月)	11 年生～ 25 年生	1 回～ 2 回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6 月上旬～ 7 月上旬	11 年生～ 30 年生	必要に応じて 2～3 回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

- ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。
- イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。
- ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

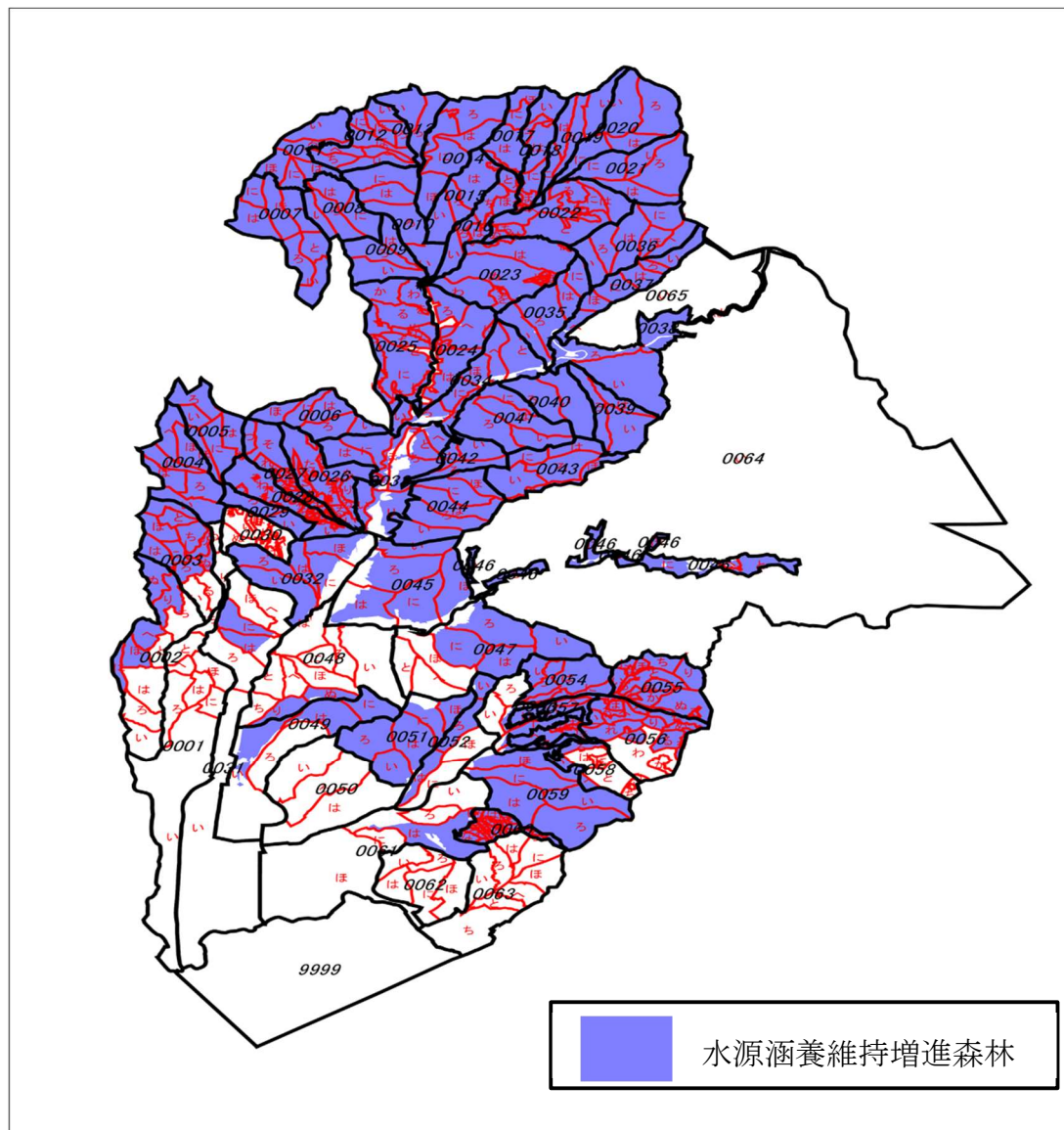
公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定【別表 1】



イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表 1 に定めます。

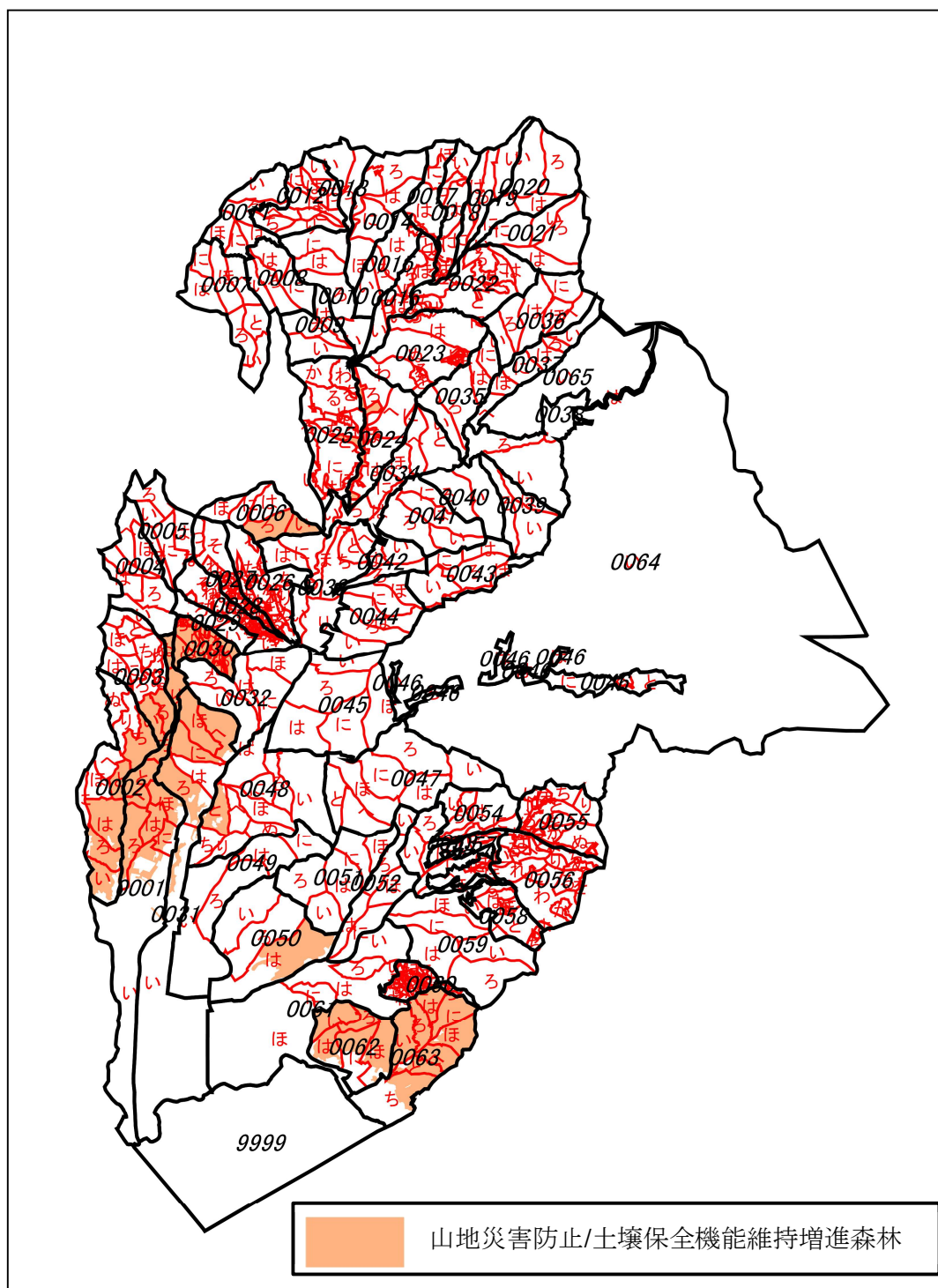
区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能 維持増進森林	50 年	50 年	55 年	50 年	70 年	25 年	30 年	80 年	30 年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

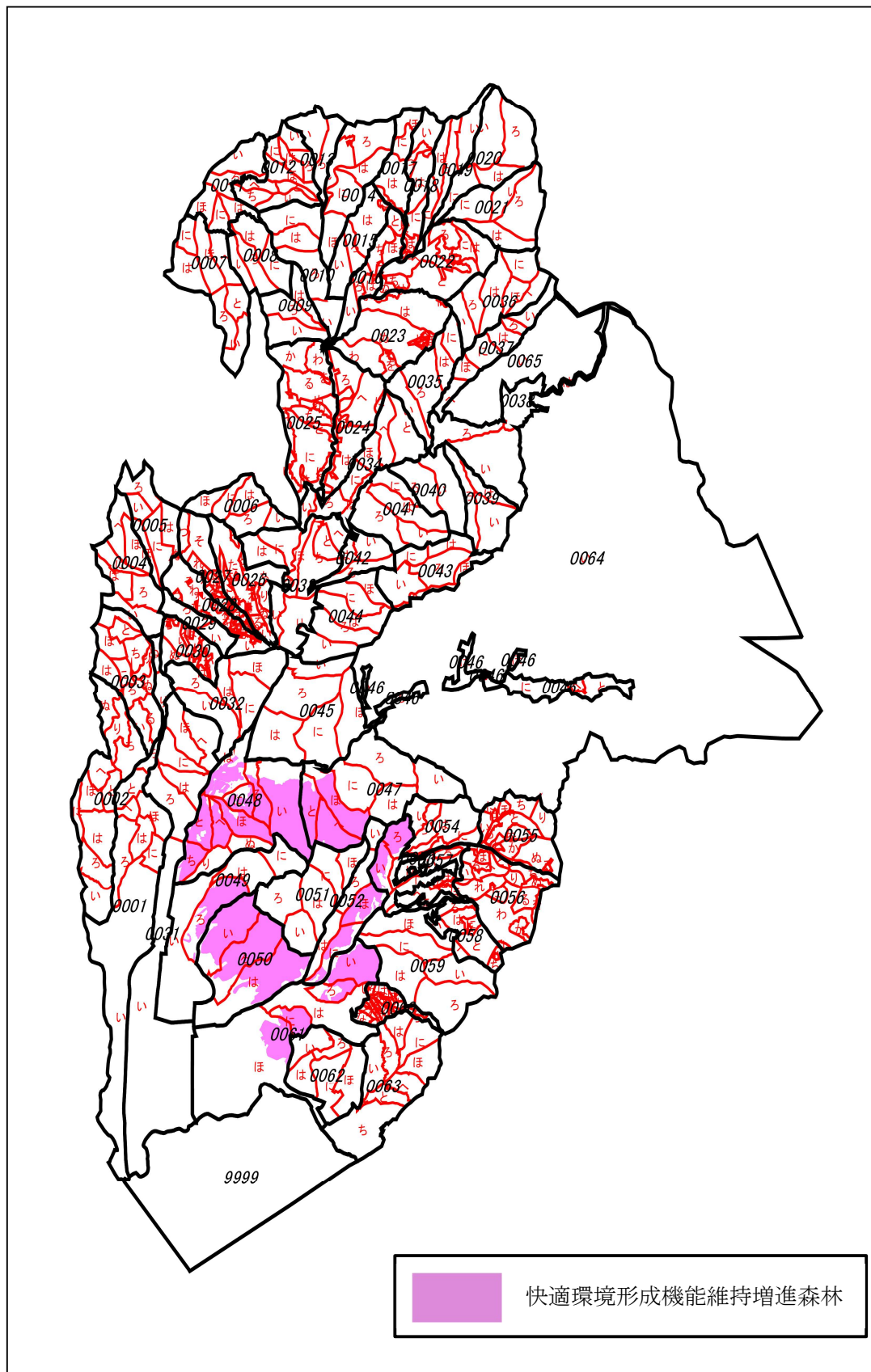
ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表のとおりに定めます。

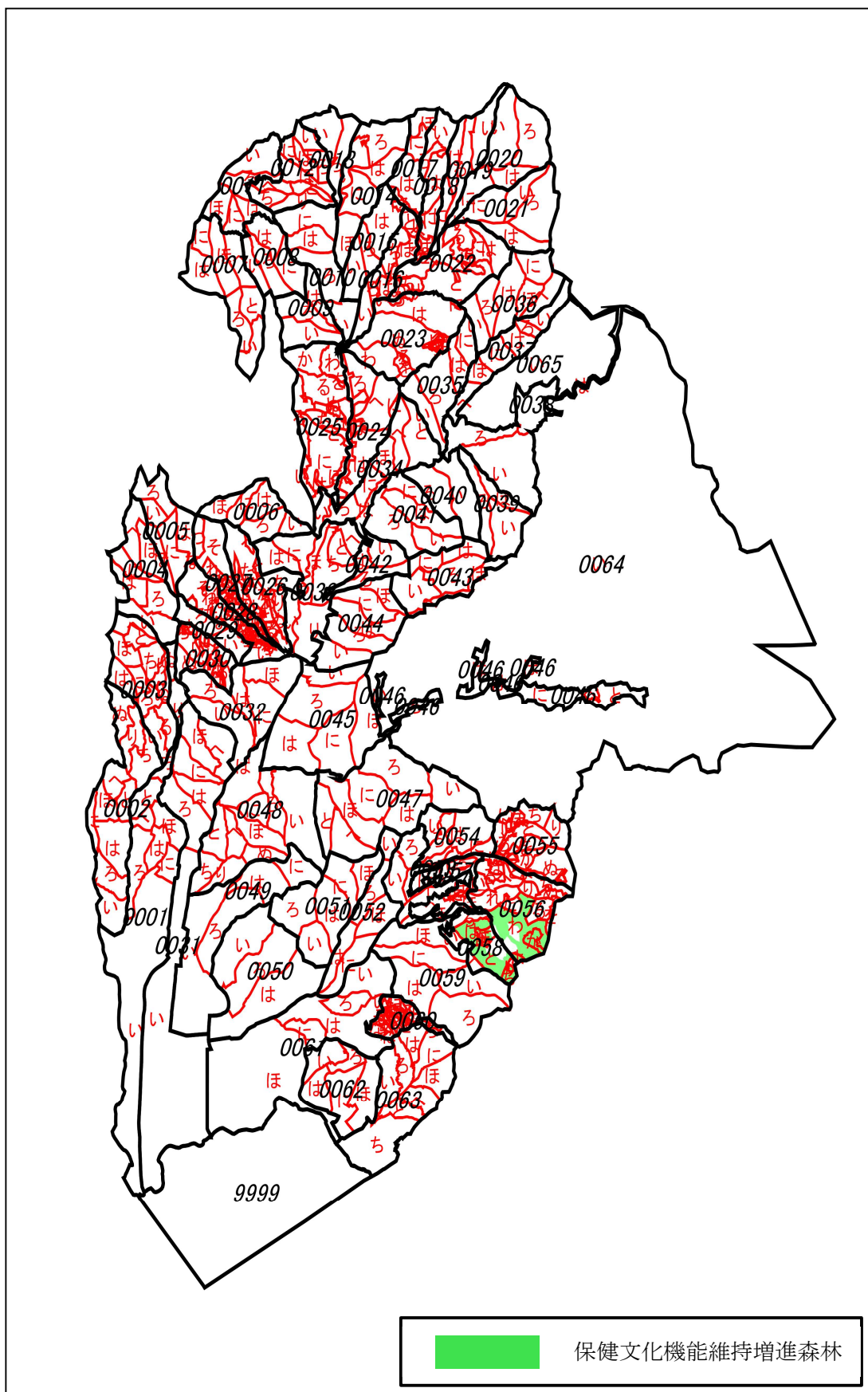
① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林



② 快適環境形成機能維持増進森林



③ 保健文化機能維持増進森林



イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

アの①から③までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表 2 に定めます。

【別表 2】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの ①から③ の森林	おおむね 80 年	おおむね 80 年	おおむね 90 年	おおむね 80 年	おおむね 120 年	おおむね 30 年	おおむね 40 年	おおむね 140 年	おおむね 40 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

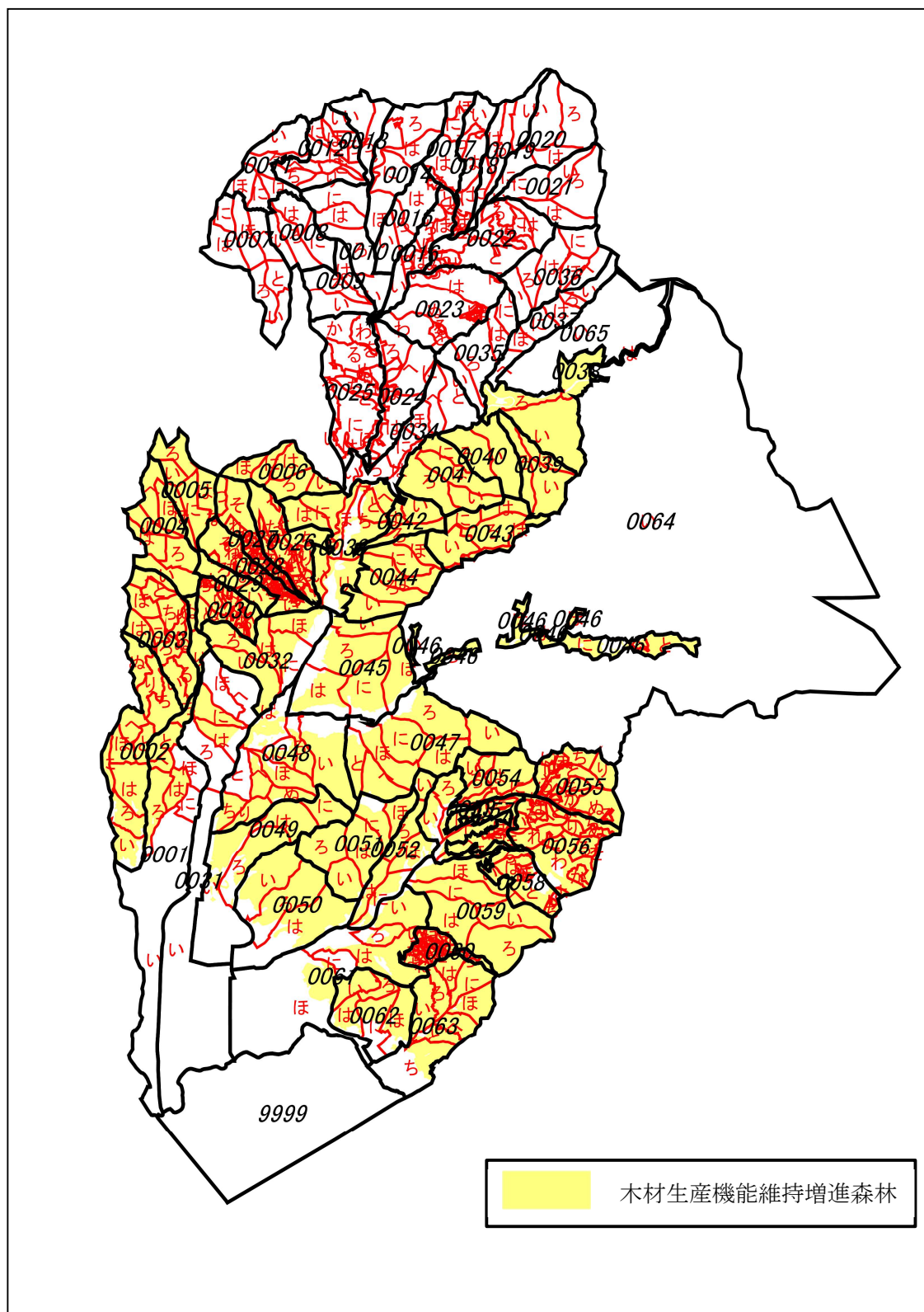
当該森林の区域を別表 3 に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内における人工林の主伐後においては、原則として、植栽による更新を図ることとします。

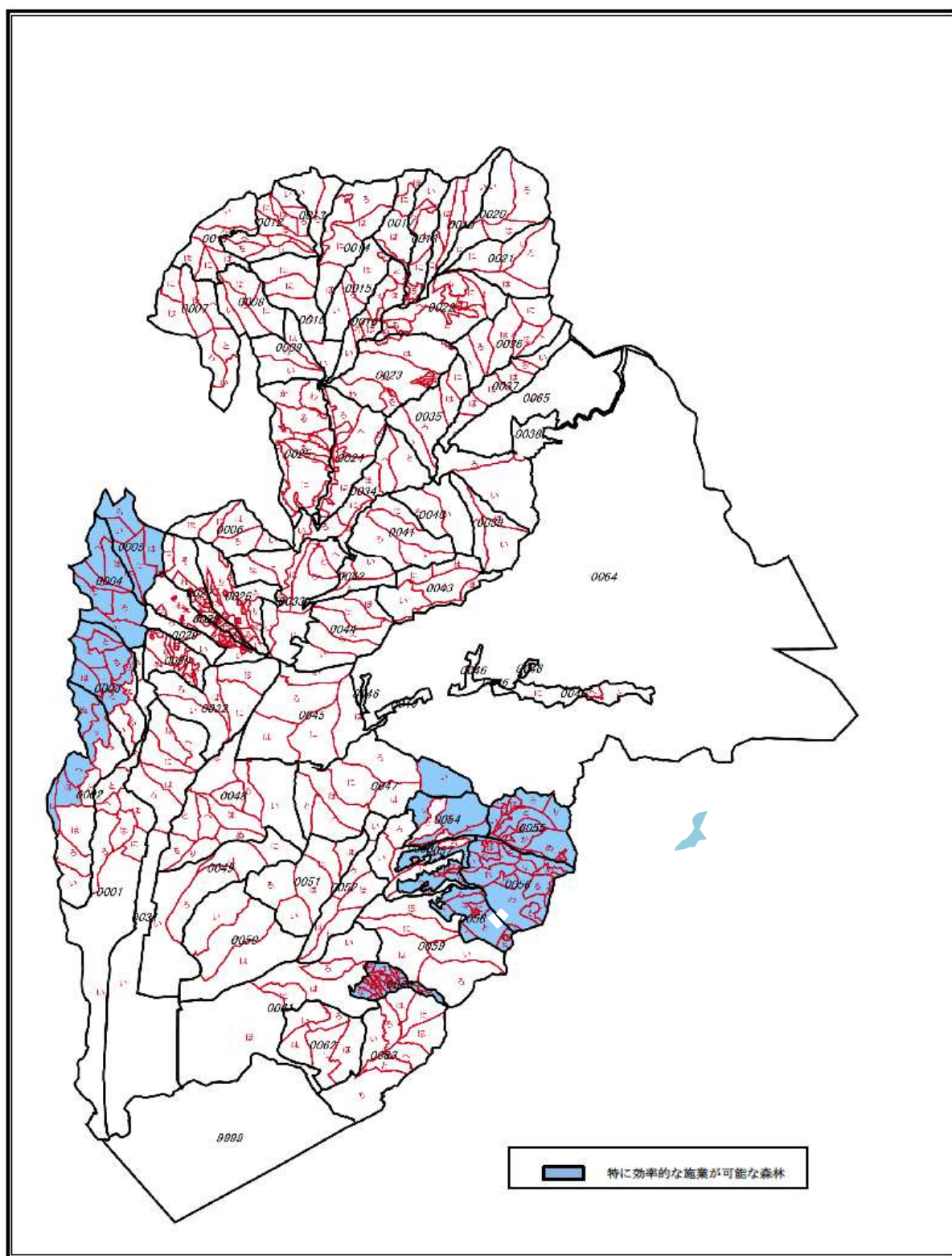
【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域の林小班単位等で設定する	次の①～⑤のすべてに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位 3 以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が 3 0 度以下 ④ 道から小班の距離が 200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

①木材生産機能維持増進森林



④ 特に効率的な施業が可能な森林



(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種		施 業 の 方 法
植 栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、原則2年以内に植栽する。
間 伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。
主 伐	林 齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
		伐採立木材積

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	2-に～へ、り、ぬ、3-ろ～ぬ、4-い～へ、5-い～ほ、6-は～ほ、7-い～と、8-い～に、9-い～は、10-い～に、11-い～ほ、 12-い～り、13-い・ろ、14-い～ほ、15-い～に、16-い～ち、 17-い～ほ、18-い～と、19-い～に、20-い～に、21-い～に、 22-い～ぬ、23-い～わ、24-ろ～へ、25-い～へ・ち～か、 26-い～た、27-い～つ、28-い～な、29-い・ろ、31-は、 32-い～ほ、33-い～り、34-い～と、35-い～に、36-い～へ、 37-い～へ、38-い～は、39-い～は、40-い・ろ、41-い～に、 42-い～は、43-い～へ、44-い～ほ、45-い～ほ、46-い～と、 47-い～に、48-り・ぬ、49-い・は・に、51-い～ほ、 52-い～は、53-は～ほ、54-い～に、55-い～よ、 56-い・ろ・に～を・た・れ、57-い～へ、58-い・ろ・へ、 59-い～ほ、60-い～ら、61-は	3194.79

※当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
機能維持増進森林 山地災害防止・土壌保全	長伐期施業を推進すべき森林	1-い～ぬ, 2-い～は・と・ち, 3-い・る, 6-い・ろ, 24-い, 25-と, 30-い～ぬ, 31-い・ろ・に～へ, 48-と, 50-は, 62-い～ほ, 63-い～ち	477.55
増進森林 快適環境形成機能維持	長伐期施業を推進すべき森林	47-ほ～と, 48-い～へ・ち, 49-ろ, 50-い～は, 52-に・ほ, 53-い・ろ, 61-い・ろ・に・ほ	341.38
森林 保健文化機能維持増進	択伐による複層林施業を推進すべき森林	56-わ～よ, 58-は～ほ・と～り	47.15

※当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表3】

区分		公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材生産機能維持増進森林	特に効率的な施業が可能な森林	水源涵養	伐期の延長	2-に～へ、り・ぬ, 3-ろ～り, 4-い～へ, 5-い～ほ, 47-い, 54-い・は・に, 55-い～よ, 56-い・ろ・に～を・た・れ, 57-い・は～へ, 58-い・ろ・へ, 60-い～ら	466.40
		保健文化	複層林施業 択伐による	56-わ～よ, 58-は～ほ・と～り	47.15

	水源涵 (かん) 養	伐期 の 延長	2-に～へ, り, ぬ, 3-ろ～ぬ, 4-い～へ, 5-い～ほ, 6-は～ほ, 26-い～た, 27-い～つ, 28-い～な, 29-い・ろ, 31-は, 32-い～ほ, 33-い～り, 38-い～は, 39-い～は, 40-い・ろ, 41-い～に, 42-い～は, 43-い～へ, 44-い～ほ, 45-い～ほ, 46-い～と, 47-い～に, 48-り・ぬ, 49-い・は・に, 51-い～ほ, 52-い～は, 53-は～ほ, 54-い～に, 55-い～よ, 56-い・ろ・に～を・た・れ, 57-い～へ, 58-い・ろ・へ, 59-い～ほ, 60-い～ら, 61-は	1814. 79
	土砂 保全 山地 災害 防止	長 伐 期 施 業	1-ろ・は・へ～ぬ, 2-い～は・と・ち, 3-い・る, 6-い・ろ, 30-い～ぬ, 31-に, 50-は, 62-い～ほ, 63-い～ち	376. 33
	快 適 環 境 形 成	長 伐 期 施 業	47-ほ～と, 48-い～へ・ち, 49-ろ, 50-い～は, 52-に・ほ, 53-い・ろ, 61-い・ろ・ほ	321. 62
	保 健 文 化	複 層 林 施 業 択 伐 に よ る	56-わ～よ, 58-は～ほ, と～り	47. 15

※当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、当町では森林林業関係の NPO 法人団体はありませんが、今後 NPO 法人が発足した場合は、施業実施協定の締結を進めていきます。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO 法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者への森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及び斡旋を行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- ① 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- ② 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進するとともに、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成にあたっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、南信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば、共同化について検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画が作成された森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合にはそれぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画に不利益を被らせることがないように、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第 7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

（単位：m/ha）

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50

急峻地 35° 以上	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15
---------------	-----	------	---	------	---	------

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年 9 月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区域 面積	うち前半 5 年分	対図 番号	備考
拡張	改良	自動車 2 級	下諏訪町	砥沢	5747	1053		1	林道 局部改良
拡張	改良	自動車 2 級	下諏訪町	武居入	3535	349		2	林道 法面保全
拡張	改良	自動車 2 級	下諏訪町	御射山	5527	211		3	林道 法面保全
拡張	改良	自動車 2 級	下諏訪町	萩倉	3872	194		4	林道 法面保全
拡張	改良	自動車 2 級	下諏訪町	東山田	8646	415		5	林道 法面保全

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

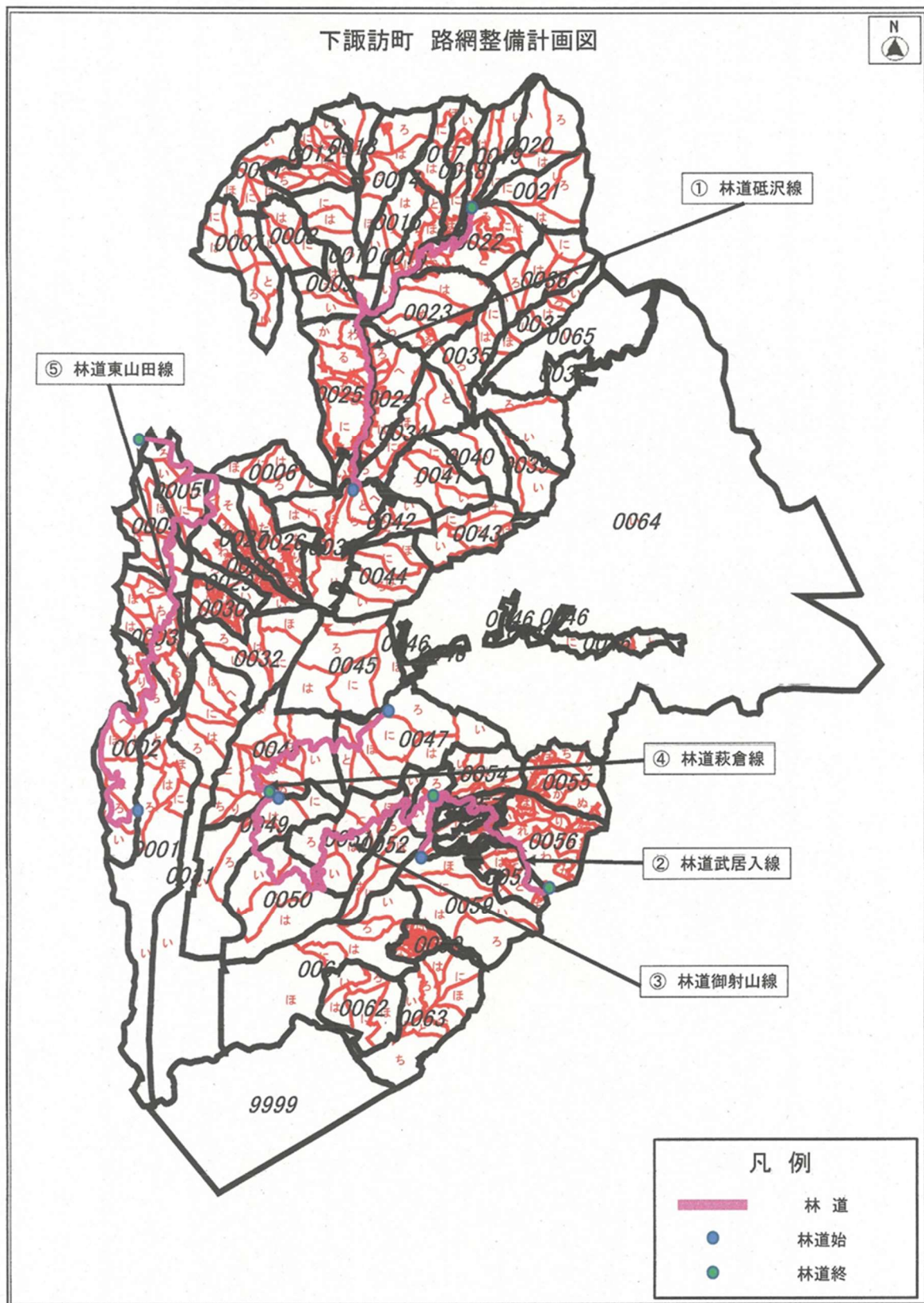
イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

4 その他

特になし。



第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業に従事するための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団が企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う20代から30代の林業技術者について、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携して県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

諏訪地域では高性能機械の導入が進んでおり、機械の稼働率が上がるよう作業システム等について森林組合等林業事業体と検討していきます。

また、急傾斜地では搬出間伐が進んでいないため、急傾斜地に対応した機械化の導入を推進します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	緩中傾斜地	（車両系システム） チェーンソー、ハーベスタ → フォワーダ → トラック	（車両系システム） チェーンソー、ハーベスタ → フォワーダ → グラップル、トレーラー
	急傾斜地	（車両系システム） チェーンソー、ハーベスタ → フォワーダ → トラック	（架線系システム） チェーンソー → スイングヤーダ、タワーヤーダ → グラップル、トレーラー
造林 保育等	地拵え	バックホー、グラップル	グラップル（バケット）、レーキ
	下刈り	刈払い機	自走刈払い機

3 林産物の利用の促進のための施設の整備

森林資源の成熟に伴い、今後、間伐材を中心とした地域材の有効利用が期待されるため、販路の拡大を推進します。

Ⅲ 森林の保護

第 1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとしますが、当町では、森林生態系多様性基礎調査の調査結果等により対象鳥獣による被害が一部で認められるものの、現在までの防除対策の推進により被害が減少傾向にあるため、鳥獣害防止森林区域の設定は行わないこととします。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、ニホンジカの被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及び維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな・銃器による捕獲や忌避剤の散布・塗布などの鳥獣害防止対策を推進します。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、日常のパトロールや区域内で森林施業を行う森林組合等林業事業体及び森林所有者からの情報収集により行います。

第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・ 伐倒駆除
- ・ 薬剤散布等の各種予防事業
- ・ 守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害防止対策としてのアカマツ林施業方針（令和 4 年 3 月 16 日付 3 森推第 838 号長野県林務部長通知）」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大

防災上、景観上維持すべきナラ林を設定し、樹幹注入による予防及び伐倒した被害木のくん蒸処理や破碎による駆除を実施するほか、被害を受けやすい高齢級の大径木の積極的な利用を行うなどにより効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病虫害等の被害防止

その他の森林の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）

野生鳥獣の特性に合わせた総合的かつ複合的な被害対策を推進し、農林業被害の軽減を図るとともに、特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正に有害鳥獣の捕獲許可を発行し、個体数管理などを考慮して人と野生鳥獣との共存の実現を図ります。

また、集落及び農地周辺地域においては除・間伐を主体とした緩衝帯整備を推進し、それ以外の地域で被害が重篤な場合は、広葉樹の誘導・育成、針広混交林の導入等の樹種転換を図ります。

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

また、森林保全推進員による定期的な巡視を行います。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可に当たっては、下記のことを留意します。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林の 1 キロメートル以内にある土地
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）
許可条件	期間（7 日以内） 面積（1 件当たり 2 ha を超えないもの） 従事者（1 ヘクタールまで 15 人以上） ※ 1 ヘクタールを超える場合は、超える面積 1 ヘクタールにつき 5 人を加え得た人数以上とする。
申請方法	火入れを行う 10 日前までに町長に必要書類を提出する。

申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れを行おうとする土地（火入地）及びその周辺の現況並びに防火設備の位置を示す見取り図 ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者又は管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し
----------	--

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林の一部について保健機能維持増進森林に設定するとともに、択伐による複層林施業を実施することとします。

森林の所在		森林の林種別面積（h a）						備 考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
泉水入地区	56-わ～よ, 58-は～ほ, と～り	47.15	45.46	0.97	0.72			

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分		施 業 の 方 法	
		複層林施業	択伐複層林施業
植 栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。	
間 伐		単層林である場合、収量比率（Ry）0.85以上の森林については、収量比率（Ry）が0.75以下となるよう間伐する。	
伐 採	林 齢	標準伐期齢以上	
	方 法	伐採率の70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。

		伐採材積が年間成長量（カメルタキセ式補正）に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	
		立木材積は、下層木を除いて収量比率（Ry）0.75以上、伐採材積は、収量比率（Ry）0.65以下となるよう伐採する。	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地区名	施設名
泉水入地区	いずみ湖公園施設 (研修の家・キャンプ場・マレットゴルフ場・テニスコート・グラウンド)

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高	備 考
ヒノキ	20m	
カラマツ	20m	
その他	14m	

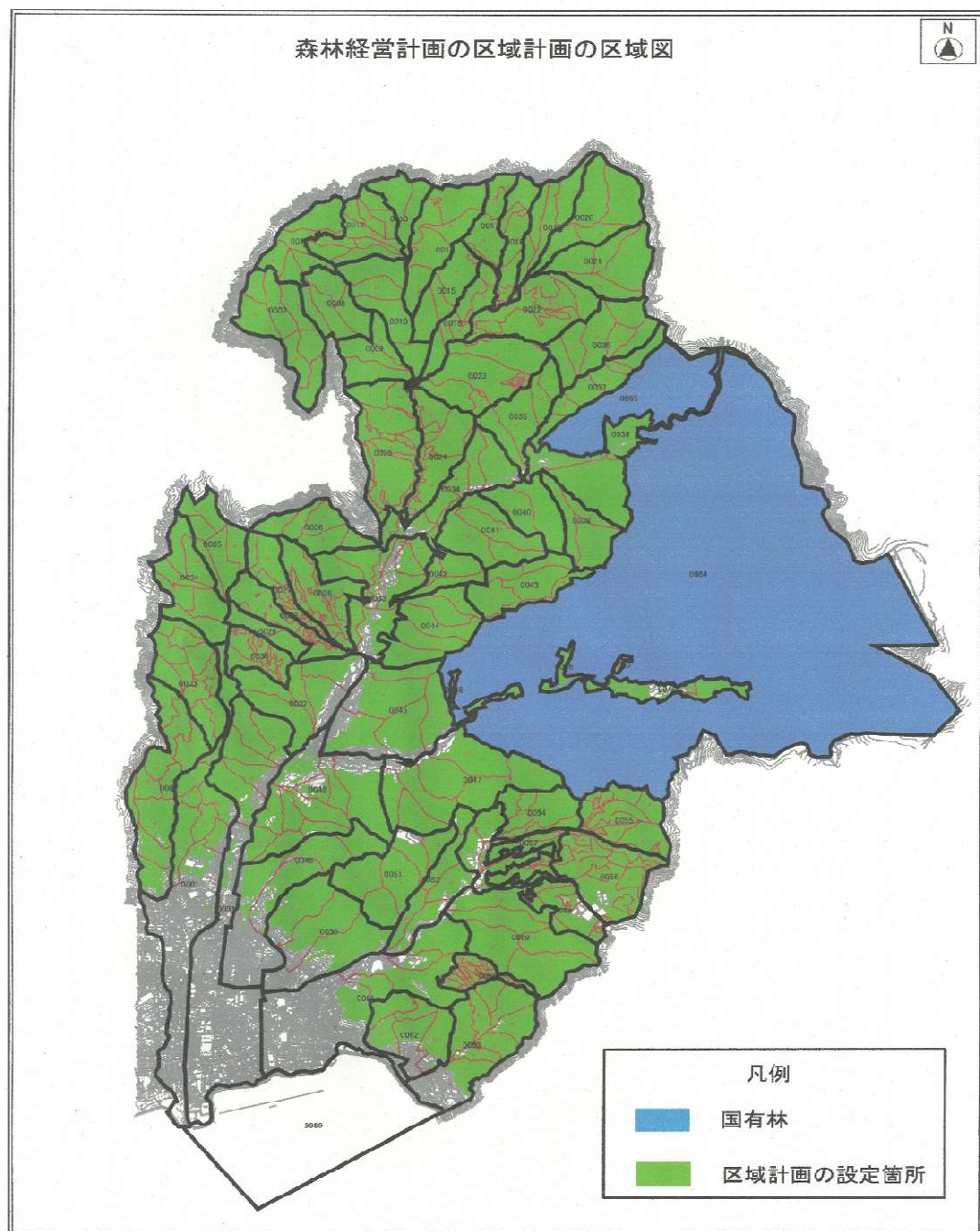
V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

- ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
 - イ 公益的機能別施業森林等の整備
 - ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽
 - エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項
 - オ 森林病虫害の予防及び駆除、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の認定を受けて適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域
 (森林経営計画 (区域計画) の要件となる一体整備相当区域)



区域名	林班	区域面積 (h a)	設定理由
下諏訪町	1 ～ 6 3 林班	4019.06	森林経営計画の作成を促進するため

2 生活環境の整備

森林所有者及び林業就業者が里山地域で生活することが重要であるため、地域材やきのこの森林資源や山村固有の魅力を活用した就業機会の増大を図ります。

3 森林整備を通じた地域振興

木質バイオマスを活用した地球環境負荷低減燃料の利用促進等の生活環境の整備、拠点集落の位置や機能に応じた重点化など、集落に隣接する里山の総合的な整備を通じた地域の活性化を図ります。

4 森林の総合利用の推進

森林の総合利用の推進のため、泉水入地区の森林については、森林とのふれあいの場として整備が期待されていることから、針広混交林に誘導し、町民憩いの場とし町民生活に潤いを与え、美しい郷土に誇れる森林づくりを推進することとします。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

地域住民参加による町植樹祭や森林づくりの集い、森林の里親制度等を通じ、林業知識、技術、愛護思想の啓発など啓蒙普及に努めます。

(2) みどりの少年団による取組

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的として国土緑化推進機構により設立された、緑の少年団に対して結成及び育成に必要な援助を行います。

(3) 上下流連携による取組

諏訪地域は天竜川流域の最上流流域に位置し、諏訪湖が天竜川の起点となっています。特に流域のシンボルである諏訪湖の水質浄化については、地域を上げて取り組んでおり、水質は改善傾向にありますが、水源林についても、補助事業等の導入により整備を進めます。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととする。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

7 その他

(1) 町有林の経営に関する事項

町有林として治山、治水等の公益的機能を重視して民有林の模範になるよう整備を進めるために森林経営計画の策定を行い、国・県補助金を活用して森林組合等林業事業体へ保育、間伐等の森林整備を委託して実施することとします。

また、カラマツ林を中心とした人工林の多くは、材として利用可能な林齢に達していることから搬出間伐を進めます。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

周知の埋蔵文化財包蔵地において森林施業等を実施する場合には、下諏訪町教育委員会と調整のうえ、関係法令に基づき適正に実施されるよう留意することとします。

埋蔵文化財包蔵地については、下諏訪町教育委員会、産業振興課文化遺産活用係において閲覧が可能となります。

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態（年齢不詳を除く）

	年次	総計			15歳未満			15～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数（人）	H22年	21522	10389	11133	2635	1337	1258	12008	6068	5940	6879	2944	3935
	H27年	20203	9727	10476	2383	1205	1178	10558	5395	5163	7262	3127	4135
	R2年	18997	9141	9856	2056	1052	1004	9581	4948	4633	7360	3141	4219
構成比（％）	H22年	100	48.3	51.7	12.2	13.3	11.3	55.8	58.4	53.4	32.0	28.3	35.3
	H27年	100	48.1	51.9	11.8	12.4	11.2	52.3	55.5	49.3	35.9	32.1	39.5
	R2年	100	48.1	51.9	10.8	11.5	10.2	50.4	54.1	47.0	38.7	34.4	42.8

(2) 産業部門別就業者数等（分類不能の産業は除く）

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数（人）	H22年	10333	145	11	4	160	3994	6076
	H27年	9675	126	8	1	135	3641	5830
	R2年	9148	105	15	2	122	3345	5542
構成比（％）	H22年	100	1.4	0.1	0.1	1.6	39.0	59.4
	H27年	100	1.3	0.1	0.0	1.4	37.9	60.7
	R2年	100	1.2	0.2	0.0	1.4	37.1	61.5

（出典：総務省 国勢調査 都道府県・市区町村別主要統計表）

2 土地利用

	年次	総数	耕地面積			林野面積			その他
			計	田	畑	計	山林	原野	
実績 (km ²)	3 年	66.87	1.58	0.63	0.95	42.83	35.29	7.54	22.46
	4 年	66.87	1.57	0.62	0.95	42.83	35.29	7.54	22.47
	5 年	66.87	1.55	0.61	0.94	42.82	35.28	7.54	22.50
構成比 (%)	5 年	100	2.3	0.9	1.4	64.0	52.8	11.3	33.7

(出典：下諏訪町統計資料「土地・気象」)

3 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額

単位：万円

総 生 産 額 (A)			6,136,927
内 訳	第一次産業		—
		うち林業 (B)	—
	第二次産業		2,591,986
		うち木材・木製品製造業 (C)	—
	第三次産業		3,544,931
B+C/A			— %

(2) 製造業の事務所数、従事者数、現金給与総額

全製造業(A)	事務所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
うち木材・木製品製造	1	3	—
B/A	— %	— %	— %

(出典：令和3年度経済センサス活動調査)

4 森林経営管理制度による管理権の設定状況

番号	所在	林小班	面積 (ha)	樹種	林齢 (年)	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期	備考
1	下諏訪町字山吹 澤 1037-4 外	48- へ -11 外	16.76	カラマツ 外	23~106	R4.5.25	R10.5.24	山吹城 団地
2	下諏訪町字寺平 1093-イ外	48- へ -32 外	5.69	カラマツ 外	23~116	R5.6.14	R11.6.13	横吹・菰 川団地
3	下諏訪町字丸山 詰 997-ニ外	49- に - 38	35.96	カラマツ 外	17~108	R7.2.1	R12.1.31	丸山団 地

【計画策定の経過】

(1) 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和7年1月	文書	町林業振興協議会 委員 18人

(2) 公告・縦覧期間

(当 初) 令和5年2月 9日 ～ 令和5年3月10日
 (変 更) 令和7年1月15日 ～ 令和7年2月17日

(3) 計画作成者担当者

課・係	職	氏名	備考
産業振興課 農林係	課長補佐兼農林係長	今井 貴臣	
産業振興課 農林係	担当	時田 正夫	
産業振興課 農林係	主査	福王寺 嵩平	

(4) 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
諏訪地域振興局	林務課 普及林産係	森林保護専門員	浅輪 徹	

(5) 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
市町村HP・閲覧	計画樹立後	